

## 契 約 書 (はり・きゅう)

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号（以下「支援法」という。））による指定施術者が同法に基づいて患者の施術を行うにあたり、熊本市長（以下「甲」という。）とはり・きゅう師（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月23日付け厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 乙は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 施術は、福祉事務所の認める期間内において、療養上必要な範囲及び限度で行い、みだりに患者の希望のままに施術を行わないこと。
- (2) 施術は、必ず医師の同意に基づき実施すること。

第3条 施術料金は、健康保険に係る厚生労働省通知、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会・援護局長通知）及び支援法による医療支援給付運営要領（平成20年3月31日付け社発第0331009号厚生省社会・援護局長通知）に規定するはり・きゅうの施術料金の算定方法により算定した額とする。

第4条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は熊本市職員に、乙について、実地にその設備又は施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第5条 甲は、乙が指定医療機関医療担当規程及び本契約による義務を履行せず、又は第3条に定める算定方法によらない請求等を行った場合で、施術等について著しく支障を来し、又は来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第6条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第7条 この契約の終了1箇月までに契約当事者のいずれか一方により特段の意思表示がない場合は、終期の翌月においてむこう1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し、双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊 本 市 長 大 西 一 史 ㊟

(乙) 住 所

施 術 所

施 術 者 ㊟

## 契 約 書 (はり・きゅう)

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号（以下「支援法」という。））による指定施術者が同法に基づいて患者の施術を行うにあたり、熊本市長（以下「甲」という。）とはり・きゅう師（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月23日付け厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 乙は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 施術は、福祉事務所の認める期間内において、療養上必要な範囲及び限度で行い、みだりに患者の希望のままに施術を行わないこと。
- (2) 施術は、必ず医師の同意に基づき実施すること。

第3条 施術料金は、健康保険に係る厚生労働省通知、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会・援護局長通知）及び支援法による医療支援給付運営要領（平成20年3月31日付け社発第0331009号厚生省社会・援護局長通知）に規定するはり・きゅうの施術料金の算定方法により算定した額とする。

第4条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は熊本市職員に、乙について、実地にその設備又は施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第5条 甲は、乙が指定医療機関医療担当規程及び本契約による義務を履行せず、又は第3条に定める算定方法によらない請求等を行った場合で、施術等について著しく支障を来し、又は来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第6条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第7条 この契約の終了1箇月までに契約当事者のいずれか一方により特段の意思表示がない場合は、終期の翌月においてむこう1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し、双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊本市長 大西 一 史 ㊟

(乙) 住 所

施 術 所

施 術 者 ㊟

## 契 約 書 ( は り ・ き ゅ う )

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号（以下「支援法」という。））による指定施術者が同法に基づいて患者の施術を行うにあたり、熊本市長（以下「甲」という。）とはり師・きゅう師（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月23日付け厚生省告示第222号）第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 乙は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- （1） 施術は、福祉事務所の認める期間内において、療養上必要な範囲及び限度で行い、みだりに患者の希望のままに施術を行わないこと。
- （2） 施術は、必ず医師の同意に基づき実施すること。

第3条 施術料金は、健康保険に係る厚生労働省通知、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会・援護局長通知）及び支援法による医療支援給付運営要領（平成20年3月31日付け社発第0331009号厚生省社会・援護局長通知）に規定するはり・きゅうの施術料金の算定方法により算定した額とする。

第4条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、又は熊本市職員に、乙について、実地にその設備又は施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第5条 甲は、乙が指定医療機関医療担当規程及び本契約による義務を履行せず、又は第3条に定める算定方法によらない請求等を行った場合で、施術等について著しく支障を来し、又は来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第6条 この契約の有効期間は、          年  月  日から          年  月  日までとする。

**記入しないで下さい**

第7条 この契約の終了1箇月までに契約当事者のいずれか一方により特段の意思表示がない場合は、終期の翌月においてむこう1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の確実を証するため本書2通を作成し、双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

          年  月  日

**記入しないで下さい**

(甲) 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏 名 熊 本 市 長 大 西 一 史 ⑩

(乙) 住 所 **住所（施術所の住所）**

施 術 所 **施術所名△△△△△**

施 術 者 **施術者：○○ ○○**



**施術者の印鑑**